

ショートステイアルペンローゼ

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設するショートステイアルペンローゼ(以下「事業所」という。)において実施する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所生活介護は、要介護状態・要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、個別機能訓練、健康管理、栄養管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者の生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所では、居宅サービス計画に基づき、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって適切な介護サービスの提供を行い、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業所では、「隣人愛」を基本理念とし、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 事業所では、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 ショートステイアルペンローゼ

2 所在地 広島県広島市安佐南区上安六丁目27番12-12号

(職員の職種、員数)

第5条 事業所の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 管理者 | 1名(常勤) |
| ② 医師 | 1名以上 |
| ③ 生活相談員 | 1名以上(常勤1名以上) |
| ④ 看護職員 | 1名以上 |
| ⑤ 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| ⑥ 介護職員 | 10名以上(常勤1名以上) |
| ⑦ 栄養士 | 1名以上 |

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じ、その他の職員をおくことができる。
- 3 職種により他の職務との兼務ができる。

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、短期入所生活介護に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 生活相談員は、利用者の生活指導、面接、調査ならびに利用者介護の企画及び実施に関することに従事する。
- ④ 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護、ならびに保健衛生管理に従事する。
- ⑤ 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために個別機能訓練を行う。
- ⑥ 介護職員は、居宅サービス計画に基づき、利用者の日常の介護及び援助に従事する。
- ⑦ 栄養士は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要かつ十分な栄養量等の食事提供を行う。
- ⑧ 事務職員は、利用者及び家族に対し、懇切丁寧に対応するとともに、事業所における事務の処理を行う。

(利用定員)

第7条 利用定員は、30名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第8条 短期入所生活介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される居宅サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、栄養管理を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、別紙料金表に記載のある、居住費、食費、日用品費、クラブ材料費、理美容代、行事費、予防接種代、私物の洗濯代、私物の電気代、区域外の場合は送迎費（別途相談）、その他の費用等の支払いを利用者より受けることができる。「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、利用約款に記載説明する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は連帯保証人に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は安佐南区・安佐北区とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第11条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ② 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵してはならない。
- ③ 外出・外泊は、利用者が、外出または外泊しようとするときは、事業所に届け出なければならない。
- ④ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝もしくは寝具の上で喫煙してはならない。
- ⑤ 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすことをしてはならない。但し、ラジオ、テレビ、レコードの視聴時間については別に定める。

- ⑥ 故意に事業所もしくは物品に損害を与えまたはこれらを事業所外に持ち出すことをしてはならない。
- ⑦ 金銭または物品によって賭け事をしてはならない。
- ⑧ 事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害してはならない。
- ⑨ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ⑩ 無断で備品の位置、又は形状を変えてはならない。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次のとおりその責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。
 - ・個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 職員の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる事業所については、配慮を行う。
 - ・職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、職員間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を職員間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(身体の拘束等)

第13条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

- 2 事業所では、身体拘束の廃止に向けて関係職員が幅広く参加できるケースカンファレンス等を実施する。
- 3 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係職員を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明と同意を得るものとする。
- 4 前項の本人・家族への説明と同意に当っては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行なう。
- 5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明する。
- 6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成する。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処する。

- ① 必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける

- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③ 必要に応じて警察へ連絡する
- ④ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥ 事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者には、管理者を充てる。
 - ② 火元責任者には、職員を充てる。
 - ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - ⑥ 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ⑦ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ⑧ 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ⑨ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

採用時研修	採用後	1ヶ月以内
継続研修	年2回以上	

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 I G L 学園福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 21 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - 3 厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 22 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
 - 3 短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（施行）

第 24 条 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成 19 年 8 月 1 日より改定する。
- 2 この規程の一部を、平成 20 年 2 月 1 日より改定する。
- 3 この規程の一部を、平成 20 年 4 月 1 日より改定する。
- 4 この規程の一部を、平成 21 年 12 月 1 日より改定する。
- 5 この規程の一部を、平成 22 年 4 月 1 日より改定する。
- 6 この規程の一部を、平成 24 年 1 月 1 日より改定する。
- 7 この規程の一部を、平成 25 年 1 月 1 日より改定する。
- 8 この規程の一部を、平成 25 年 3 月 1 日より改定する。
- 9 この規程の一部を、平成 25 年 6 月 1 日より改定する。
- 10 この規程の一部を、平成 26 年 3 月 1 日より改定する。
- 11 この規程の一部を、平成 26 年 8 月 1 日より改定する。
- 12 この規程の一部を、平成 27 年 1 月 1 日より改定する。
- 13 この規程の一部を、平成 27 年 6 月 1 日より改定する。
- 14 この規程の一部を、平成 27 年 8 月 1 日より改定する。
- 15 この規程の一部を、平成 29 年 1 月 1 日より改定する。
- 16 この規程の一部を、平成 31 年 3 月 1 日より改定する。
- 17 この規程の一部を、令和 5 年 4 月 1 日より改定する。
- 18 この規程の一部を、令和 6 年 4 月 1 日より改定する。
- 19 この規程の一部を、令和 7 年 2 月 1 日より改定する。